

5 G サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>(目次) 第1章～第11章 (略) 第12章 雑則 第64条～第73条 第74条～第84条 (略) 第13章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 第1章～第8章 (略) 第9章 料金 第1節 料金及び工事費等 (料金及び工事費等) 第45条 当社が提供する5Gの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2～3 (略) 4～5 (略) 第2節 料金等の支払義務 (基本使用料等の支払義務) 第46条 5G契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供の提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。 ただし、別表2（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 前項の期間において、利用の一時中断等により5Gを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p>	<p>(目次) 第1章～第11章 (略) 第12章 雑則 第64条～第73条 第74条 無線 I P アクセスサービスの利用等 第74条の2～第84条 (略) 第13章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 第1章～第8章 (略) 第9章 料金 第1節 料金及び工事費等 (料金及び工事費等) 第45条 当社が提供する5Gの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。 2～3 (略) 4 第74条（無線 I P アクセスサービスの利用等）に規定する無線 I P アクセスサービスの利用に係る料金は、無線 I P アクセス定額料とし、料金表通則に定めるところによります。 5～6 (略) 第2節 料金等の支払義務 (基本使用料等の支払義務) 第46条 5G契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能、無線 I P アクセスサービス 又は情報提供サービスの提供の提供を開始した日から起算してその付加機能、無線 I P アクセスサービス 又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料、無線 I P アクセス定額料 又は情報料の支払いを要します。 ただし、別表2（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 前項の期間において、利用の一時中断等により5Gを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料、無線 I P アクセス定額料 及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p>

(1)～(3) (略)

3 (略)

第47条～第51条 (略)

第3節～第7節 (略)

第10章 (略)

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第62条 当社は、5 Gサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その5 Gサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、5 Gサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその5 Gサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第63条 (略)

第12章 雑則

第64条～第73条 (略)

(1)～(3) (略)

3 (略)

第47条～第51条 (略)

第3節～第7節 (略)

第10章 (略)

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第62条 当社は、5 Gサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その5 Gサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、5 Gサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその5 Gサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、無線 I P アクセス定額料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第63条 (略)

第12章 雑則

第64条～第73条 (略)

(無線 I P アクセスサービスの利用等)

第74条 5 G契約者は、別表2（付加機能等）に規定する sp モード機能の提供を受けているとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。この場合において、無線 I P アクセスサービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2 通信の条件、通信利用の制限、利用中止、自営端末設備若しくは自営電気通信設備への接続及び利用に係る5 G契約者の義務については、無線 I P 通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。

3 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I P アクセスサービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

4 当社は、前項の規定により、無線 I P アクセスサービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 74 条～第 84 条 (略)

第 13 章 (略)

料金表
通則

(料金等の設定)

- 1 当社が提供する 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報提供サービス及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 2～3 (略)

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能又は情報提供サービスの提供の開始があったとき。
(2) 暦月の初日以外の日に付加機能又は情報提供サービスの廃止があったとき。
(3) 暦月の初日に付加機能又は情報提供サービスの提供を開始し、その日にその付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があったとき。

- (4) (略)

- 5～18 (略)

(料金等の支払い)

- 19 契約者は、5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第 22 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、5 G 契約者は、その 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金（第 57 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する 5 G サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 20 (略)

- 21 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

- 22 (略)

(消費税相当額の加算)

- 23 第 46 条（基本使用料等の支払義務）から第 52 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）、第 85 条（料金明細内訳書の発行等）から第 87 条（支払証明書等の発行）、第 90 条（情報提供サービス）及び第 92 条（番号案内料等の支払義務等）の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（国際アウトローミングを除きます。）に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。

- 24～39 (略)

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、「docomo Wi-Fi I S P オプション サービスご利用規則」に定めるところによります。

第 74 条の 2～第 84 条 (略)

第 13 章 (略)

料金表
通則

(料金等の設定)

- 1 当社が提供する 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報提供サービス及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 2～3 (略)

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの提供の開始があったとき。
(2) 暦月の初日以外の日に付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があったとき。
(3) 暦月の初日に付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの提供を開始し、その日にその付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があったとき。

- (4) (略)

- 5～18 (略)

(料金等の支払い)

- 19 契約者は、5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第 22 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、5 G 契約者は、その 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報料及びその他のサービスに関する料金（第 57 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する 5 G サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 20 (略)

- 21 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報料及びその他のサービスに関する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

- 22 (略)

(消費税相当額の加算)

- 23 第 46 条（基本使用料等の支払義務）から第 52 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）、第 74 条（無線 I P アクセスサービスの利用等）、第 85 条（料金明細内訳書の発行等）から第 87 条（支払証明書等の発行）、第 90 条（情報提供サービス）及び第 92 条（番号案内料等の支払義務等）の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（国際アウトローミングを除きます。）に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。

- 24～39 (略)

(無線 I P アクセス定額料の適用)

- 40 無線 I P アクセス定額料の適用については、第 74 条（無線 I P アクセスサービスの利用等）の規定によるほか、当社が別に定め

40～47 (略)

(料金等の臨時減免)

48 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(注) 当社は、第48項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の5 Gサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和4年2月1日経企第2792号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年2月9日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

るところによります。

41～48 (略)

(料金等の臨時減免)

49 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(注) 当社は、第49項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の5 Gサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>(目次)</p> <p>第 1 章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p style="padding-left: 20px;">第64条～第73条</p> <p style="padding-left: 20px;">第74条 削除</p> <p style="padding-left: 20px;">第74条の2～第80条の2 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章～第 9 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 料金</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第 48 条 当社が提供するX i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。) の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等 (定期契約及びX i コピキタス定期契約をいいます。以下同じとします。) に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第 49 条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前前項の期間において、利用の一時中断等によりX i サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料 (以下「基本使用料等」といいます。) の支払いは、次によります。</p>	<p>(目次)</p> <p>第 1 章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p style="padding-left: 20px;">第64条～第73条</p> <p style="padding-left: 20px;">第74条 <u>無線 I P アクセスサービスの利用等</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第74条の2～第80条の2 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章～第 9 章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 料金</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第 48 条 当社が提供するX i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。) の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等 (定期契約及びX i コピキタス定期契約をいいます。以下同じとします。) に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>第 74 条 (無線 I P アクセスサービスの利用等) に規定する無線 I P アクセスサービスの利用に係る料金は、無線 I P アクセス定額料とし、料金表通則に定めるところによります。</u></p> <p>5～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第 49 条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能、<u>無線 I P アクセスサービス</u> 又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能、<u>無線 I P アクセスサービス</u> 又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表通則に規定する付加機能使用料、<u>無線 I P アクセス定額料</u> 又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前前項の期間において、利用の一時中断等によりX i サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料、<u>無線 I P アクセス定額料</u> 及び情報料 (以下「基本使用料等」といいます。)</p>

(1) ～ (3) (略)

3 (略)

第 50 条～第 53 条 (略)

第 3 節～第 7 節 (略)

第 11 章 (略)

第 12 章 損害賠償

(責任の制限)

第 63 条 当社は、X i サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その X i サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、X i サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限り、）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその X i サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第 64 条 (略)

第 13 章 雑則

第 65 条～第 73 条 (略)

第 74 条 削除

す。)の支払いは、次によります。

(1) ～ (3) (略)

3 (略)

第 50 条～第 53 条 (略)

第 3 節～第 7 節 (略)

第 11 章 (略)

第 12 章 損害賠償

(責任の制限)

第 63 条 当社は、X i サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その X i サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、X i サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限り、）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその X i サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、無線 I P アクセス定額料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第 64 条 (略)

第 13 章 雑則

第 65 条～第 73 条 (略)

(無線 I P アクセスサービスの利用等)

第 74 条 X i 契約者は、別表 2（付加機能等）に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能の提供を受けているとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。この場合において、無線 I P アクセスサービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2 通信の条件、通信利用の制限、利用中止、自営端末設備若しくは自営電気通信設備への接続及び利用に係る契約者の義務については、無線 I P 通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。

3 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I P アクセスサービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を X i 契約者へ周知します。

第 74 条の 2 ～ 第 80 条の 2 (略)

第 14 章 (略)

料金表
通則

(料金等の設定)

1 当社が提供する X i サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報提供サービス及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

2 ～ 3 (略)

4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能又は情報提供サービスの提供の開始があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日に付加機能又は情報提供サービスの廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に付加機能又は情報提供サービスの提供を開始し、その日にその付加機能又は情報提供サービスの廃止があったとき。

(4) (略)

5 ～ 18 (略)

(料金等の支払い)

19 契約者は、料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第 22 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i 契約者は、その料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する X i サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20 ～ 22 (略)

(消費税相当額の加算)

23 第 49 条（基本使用料等の支払義務）から第 54 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）、第 81 条（料金明細内訳書の発行等）から第 83 条（支払証明書等の発行）、第 86 条（情報提供サービス）及び第 88 条（番号案内料等の支払義務等）の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（国際アウトローミングを除きます。）に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。

24 ～ 39 (略)

4 当社は、前項の規定により、無線 I P アクセスサービスの一部又は全部を廃止したことにより X i 契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、「docomo Wi-Fi I S P オプション サービスご利用規則」に定めるところによります。

第 74 条の 2 ～ 第 80 条の 2 (略)

第 14 章 (略)

料金表
通則

(料金等の設定)

1 当社が提供する X i サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報提供サービス及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

2 ～ 3 (略)

4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの提供の開始があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日に付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの提供を開始し、その日にその付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があったとき。

(4) (略)

5 ～ 18 (略)

(料金等の支払い)

19 契約者は、料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第 22 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i 契約者は、その料金、工事費、国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料、情報料及びその他のサービスに関する料金（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する X i サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20 ～ 22 (略)

(消費税相当額の加算)

23 第 49 条（基本使用料等の支払義務）から第 54 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）、第 74 条（無線 I P アクセスサービスの利用等）、第 81 条（料金明細内訳書の発行等）から第 83 条（支払証明書等の発行）、第 86 条（情報提供サービス）及び第 88 条（番号案内料等の支払義務等）の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（国際アウトローミングを除きます。）に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。

24 ～ 39 (略)

(無線 I P アクセス定額料の適用)

40 無線 I P アクセス定額料の適用については、第 74 条（無線 I P アクセスサービスの利用等）の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

40～47 (略)

(料金等の臨時減免)

48 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(注) 当社は、第 48 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の X i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記 (略)

別表 1～別表 7 (略)

附 則 (令和 4 年 2 月 1 日経企第 2792 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 9 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 674 号 (平成 24 年 8 月 29 日) の附則第 3 項から第 10 項を次のように改めます。

3 削除

4 削除

5 削除

6 削除

7 削除

8 削除

9 削除

10 削除

41～48 (略)

(料金等の臨時減免)

49 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(注) 当社は、第 49 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の 5 G サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記 (略)

別表 1～別表 7 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和 4 年 2 月 1 日経企第2792号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 4 年 2 月 9 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 674 号（平成 24 年 8 月 29 日）の附則第 3 項から第 10 項を次のように改めます。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p> <p>7 削除</p> <p>8 削除</p> <p>9 削除</p> <p>10 削除</p> <p>4 経企第3254号（令和 2 年 3 月26日）の附則第 3 項を次のように改めます。</p> <p>(1) 第 8 号を次のように改めます。</p> <p>イ 削除</p> <p>キ F O M A 契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、この約款に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、この約款に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、この約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>ク キの期間において、利用の一時中断等により F O M A サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下この附則において「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(2) 第10号の(ア)を次のように改めます。</p> <p>(ア) この約款において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金</p> <p>(3) 第25号の(ア)を次のように改めます。</p> <p>(ア) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供の開始があったとき。</p> <p>(イ) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。</p> <p>(ウ) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又はその付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。</p> <p>(エ) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。</p> <p>(オ) (8)のイの(ウ)の表の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 第30号を次のように改めます。</p> <p>(30) 削除</p>	

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>(目次)</p> <p>第 1 章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p style="padding-left: 20px;">第55条～第64条</p> <p style="padding-left: 20px;">第65条 削除</p> <p style="padding-left: 20px;">第66条～第68条の 2 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p style="padding-left: 20px;">通則</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 表～第 3 表 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 4 表 削除</p> <p style="padding-left: 40px;">第 5 表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 9 章 料金等</p> <p style="padding-left: 80px;">第 1 節 料金及び工事費</p> <p style="padding-left: 40px;">(料金及び工事費)</p> <p>第 39 条 当社が提供するワイドスター通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。</p> <p>2 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 節～第 7 節 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 10 章～第 11 章 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 12 章 雑則</p> <p>第 55 条～第 64 条 (略)</p> <p>第 65 条 削除</p>	<p>(目次)</p> <p>第 1 章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p style="padding-left: 20px;">第55条～第64条</p> <p style="padding-left: 20px;">第65条 <u>無線 I P アクセスサービスの利用</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第66条～第68条の 2 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p style="padding-left: 20px;">通則</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 表～第 3 表 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 4 表 <u>無線 I P アクセス定額料</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第 5 表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 章～第 8 章 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 9 章 料金等</p> <p style="padding-left: 80px;">第 1 節 料金及び工事費</p> <p style="padding-left: 40px;">(料金及び工事費)</p> <p>第 39 条 当社が提供するワイドスター通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第 65 条 (無線 I P アクセスサービスの利用等) に規定する無線 I P アクセスサービスの利用に係る料金は、無線 I P アクセス定額料とし、料金表第 4 表 (無線 I P アクセス定額料) に定めるところによります。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 節～第 7 節 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 10 章～第 11 章 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第 12 章 雑則</p> <p>第 55 条～第 64 条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(無線 I P アクセスサービスの利用)</u></p> <p>第 65 条 <u>契約者は、別表 1 (付加機能) に規定する moperaU 機能の提供を受けているときは、無線 I P アクセスサービス (当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。</u></p>

第 66 条～第 68 条の 2 (略)

第 13 章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第 1 表 料金

第 1～第 7 (略)

第 2 表～第 3 表 (略)

第 4 表 削除

第 5 表 (略)

通則 (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1～第 7 (略)

第 2 表～第 3 表 (略)

第 4 表 削除

2 契約者は、前項の規定により、無線 I P アクセスサービスを利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

3 契約者は、前 2 項の規定により当社が無線 I P アクセスサービスの提供を開始した日から起算して無線 I P アクセスサービスの廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 4 表 (無線 I P アクセス定額料) に規定する料金の支払いを要します。

4 前 3 項の規定によるほか、無線 I P アクセスサービスの利用に係るその他の提供条件については、X i サービス契約約款に規定する無線 I P アクセスサービスの利用に係る提供条件に準ずるものとします。

5 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I P アクセスサービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

6 当社は、前項の規定により、無線 I P アクセスサービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 66 条～第 68 条の 2 (略)

第 13 章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第 1 表 料金 (無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第 1～第 7 (略)

第 2 表～第 3 表 (略)

第 4 表 無線 I P アクセス定額料

第 5 表 (略)

通則 (略)

第 1 表 料金 (無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第 1～第 7 (略)

第 2 表～第 3 表 (略)

第 4 表 無線 I P アクセス定額料

1 適用

無線 I P アクセス定額料の適用	
無線 I P アクセスの定額料の減額適用	ア 1 のワイドスター通信サービスについて、無線 I P アクセスサービスの提供を最初に受けることとなったときは、無線 I P アクセス定額料について、その日から起算して 30 日間は支払いを要しないものとし、2 (料金額) に規定する額から減額して適用します。 イ 5 G サービス、X i サービス又は F O M A サービスに係る契約 (以下この欄において「X i 契約等」といいます。) を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結したときは、その契約の解除があった X i 契約等を締結した日 (その X i 契約等を継続して締結していると当社が認める場合は、その X i 契約等を締結した日と当社がみなす日) から継続してワイドスター通信サービスに係る契約を締結していたものと

みなして、アの規定を適用します。
 ウ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により無線 I P アクセス定額料を日割するときは、アに規定する額を日割して適用します。

2 料金額

区 分	料 金 額
無線 I P アクセス定額料（WLANアクセス利用料）	税抜き額 300 円（税込額 330 円）

第 5 表 （略）

別表 1 （略）

別表 2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～3 （略）	（略）
4 moperaU 機能 (1)～(4) （略）	(1)～(15) （略） <u>(16)～(19) （略）</u> <u>(注) (19)に規定する当社が別に定めるところは、</u> <u>「moperaU ご利用規則」に定めるところによります。</u>
5～7 （略）	（略）

別表 3～別表 8 （略）

第 5 表 （略）

別表 1 （略）

別表 2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～3 （略）	（略）
4 moperaU 機能 (1)～(4) （略）	(1)～(15) （略） <u>(16)～(19) （略）</u> <u>(注) (19)に規定する当社が別に定めるところは、</u> <u>「moperaU ご利用規則」に定めるところによります。</u>
5～7 （略）	（略）

別表 3～別表 8 （略）

附 則（令和 4 年 2 月 1 日経企第 2792 号）
 （実施期日）

- この改正規定は、令和 4 年 2 月 9 日から実施します。
 （経過措置）
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前
 のとおりとします。

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>無線 I P 通信網サービス契約約款（平成 14 年 7 月 経企第 96 号、第 97 号）は、廃止します。</p> <p>附 則（令和 4 年 2 月 1 日経企第 2792 号） （実施期日） 1 この約款は、令和 4 年 2 月 9 日から実施します。 （経過措置） 2 この約款の実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他債務については、なお従前のおりとします</p>	

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>目次) 第1章～第11章 (略) 第12章 雑則 第56条～第59条の3 第59条の4～第62条 (略) 第13章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 第1章～第11章 (略) 第12章 雑則 第56条～第59条の2 (略) 第59条の4～第62条 第13章 (略) 料金表 (略) 別表1～別表4 (略) 附 則 (令和4年2月1日経企第2792号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和4年2月9日から実施します。 (経過措置)</p>	<p>(目次) 第1章～第11章 (略) 第12章 雑則 第56条～第59条の3 第59条の4 <u>無線 I Pアクセスサービスの利用等</u> 第59条の5～第62条 (略) 第13章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 第1章～第11章 (略) 第12章 雑則 第56条～第59条の2 (略) <u>(無線 I Pアクセスサービスの利用等)</u> 第59条の4 <u>無線 I Pアクセスサービスの利用に係る通信は、その電気通信回線に接続されている移動無線装置が、その営業区域(無線 I P通信網サービスの営業区域と同一とします。)内に在圏する場合に限り、行うことができます。</u> <u>ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。</u> 2 <u>当社は、無線 I Pアクセスサービスを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第54条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、その他の損害については責任を負いません。</u> 3 <u>前2項の規定によるほか、無線 I Pアクセスサービスに係る通信の条件、通信利用の制限、利用中止、自営端末設備若しくは自営電気通信設備への接続及び利用に係る契約者の義務については、無線 I P通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。</u> 第59条の5～第62条 第13章 (略) 料金表 (略) 別表1～別表4 (略)</p>

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。